

加西市地域防災計画

(震災対策計画編)

(風水害対策計画編)

(資 料 編)

加西市水防計画

令和7年度

加西市防災会議

加西市水防協議会

加西市水防計画

目 次

第1章	総 則	1
第2章	水防組織と機構	1
1	組織	1
2	加西市水防機構	2
第3章	水防体制及び活動	4
1	水防配備体制	4
2	非常配備体制における配置人員表	5
第4章	事務及び任務分担	6
第5章	水防要員の配置	9
1	水防本部	9
2	各水防部	9
3	水防活動隊	9
第6章	重要水防地区及び地区水防区	10
1	河川	10
2	要監視ため池	10
3	急傾斜地崩壊危険箇所	11
第7章	水位の通報	14
第8章	情報連絡及び水防信号	15
1	情報連絡系統図	15
2	緊急通信施設	15
3	水防信号	15
第9章	水防監視	16
1	量水標の監視	16
2	堤防の監視	16
3	水門及びため池の監視	16
4	危険区域の巡視	16
5	情報連絡	16
6	水防定員	16

7	重要水防箇所	16
8	重点監視区間	16
第10章	輸送の確保	17
第11章	関係団体との相互の協力応援及び連絡	18
1	県水防機関との連絡	18
2	隣接水防管理団体の協力応援	18
3	警察署との協定	18
4	自衛隊との協力	19
第12章	居住者等の出動	19
第13章	市内一般に対する周知	20
1	周知事項	20
2	周知の方法	20
第14章	費用負担と公用負担	20
1	費用負担	20
2	公用負担権限証明書	20
3	公用負担命令書	21
第15章	水防倉庫の位置	22
1	水防倉庫の位置	22
2	水防資機材の備蓄数量	22
3	雨量計の位置	22
第16章	水防記録	23
第17章	報告	24
1	県知事への報告	24
2	所轄土木事務所長への報告	24
3	水防管理者への報告	24
第18章	水防計画及び水防訓練	29
第19章	水防地区避難所	29

付 録

水防関係機関電話番号簿	3 1
加西市水防協議会条例	3 3
加西市水防協議会委員名簿	3 5

第1章 総 則

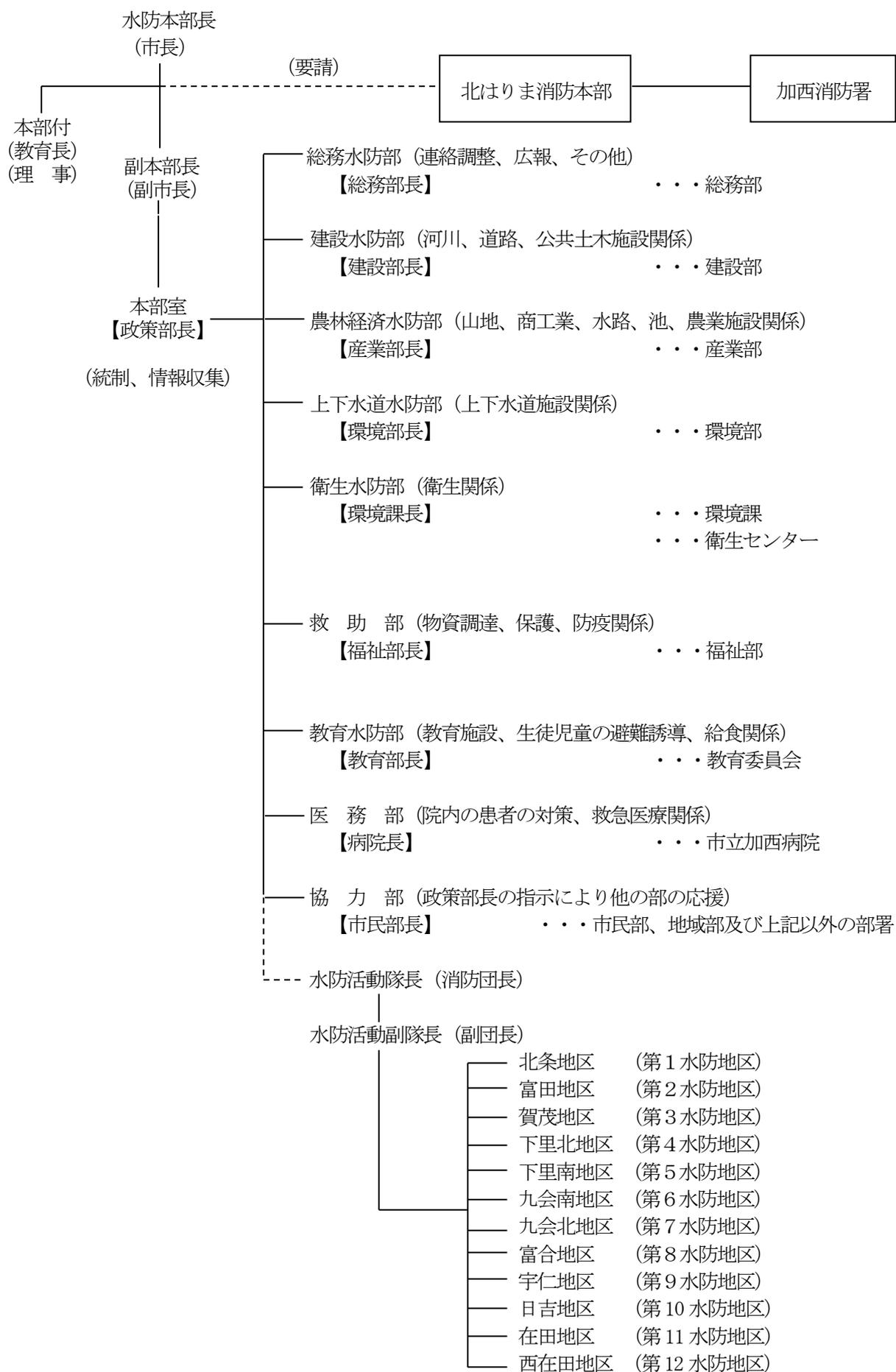
この計画は、水防法第33条第1項に基づき、同法第1条の目的を達成するため、管内の各河川、ため池及び内水（同法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）等に対する、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための活動、関係団体との協力、応援並びに水防施設の整備及び運用について大綱を示したものである。

第2章 水防組織と機構

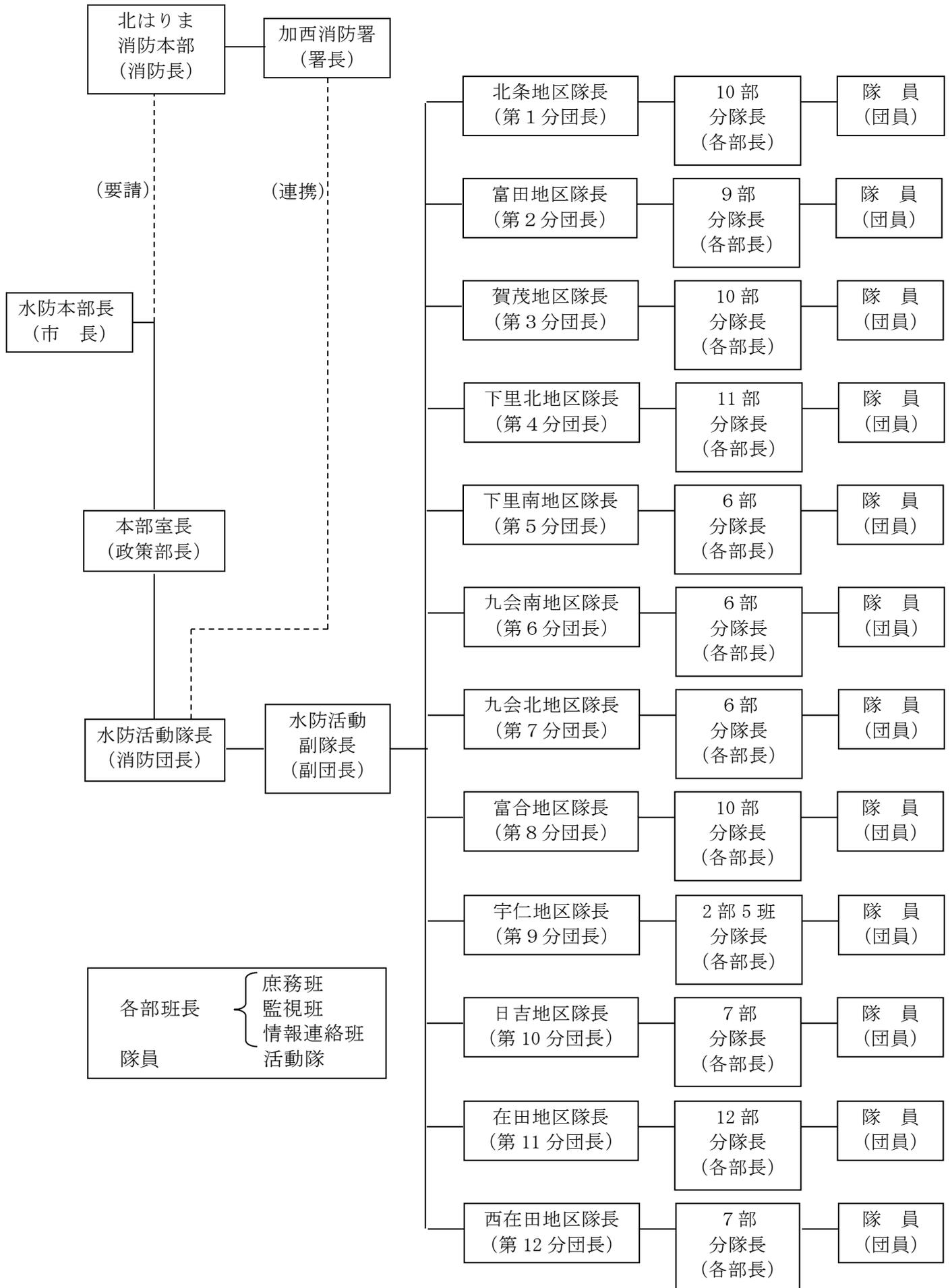
1 組 織

- (1) 水防管理者は、市内において水防を要する事態が予測される場合は、市域内における水防業務を統括するため、水防本部を設置し、本部室を市役所政策部内に置く。
- (2) 水防本部設置と同時に水防活動隊を編成し、消防団を水防活動隊とし、事務所を政策部防災課（消防署内）に置く。
- (3) 全市域を12水防地区に分け水防活動隊長統括のもとに、それぞれ水防地区隊を置く。

2 加西市水防機構



(加西市水防隊警備指令伝達系統)



第3章 水防体制及び活動

1 水防配備体制

非常配備につく時期及び解除は、水防本部長より指令するが、その基準は次のとおりとする。

(1) 第1号非常配備体制の時期と活動

水防本部長は、次の場合少数の人員を配備して気象情報及び水位に注意して、その連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに人員の招集その他の水防活動ができる体制をとるものとする。

- ① 小規模の災害が発生した場合
- ② 県水防指令第1号が発令されたとき。
- ③ 次の各警報が発令されたとき。
大雨警報、暴風警報、洪水警報
- ④ ため池等の水位が最高水位に達すると予測されるとき。
- ⑤ 万願寺川及び下里川の水位が水防団待機水位に達すると予測されるとき。
- ⑥ 震度4の地震が発生したとき。（自動発令）

(2) 第2号非常配備体制の時期と活動

水防本部長は、次の場合気象情報の連絡水位又は池の警戒を厳にし、所属人員の半数を招集して緊急事態に備えて警戒体制をとるものとする。

- ① 中規模の災害が発生した場合又は水防事態発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
- ② 県水防指令第2号が発令されたとき。
- ③ 万願寺川及び下里川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ④ ため池等の危険が予知されるとき。
- ⑤ 水防警報の「準備」が発せられたとき。
- ⑥ 震度5弱又は強の地震が発生したとき。（自動発令）

(3) 第3号非常配備体制の時期と活動

水防本部長は、次の場合直ちに災害発生のおそれのある所あらゆる資材と所属人員全員を配備し、危険の排除につとめ、本部は常に水防活動状況を把握し、災害の発生を阻止するものとする。

- ① 大規模の災害が発生又は事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって第2号非常配備体制で処理しかねると考えられるとき。

- ② 次の各特別警報が発令されたとき。
大雨特別警報、暴風特別警報
- ③ 県水防指令第3号が発令されたとき。
- ④ 万願寺川及び下里川の水位が避難判断水位に達すると予測される時。
- ⑤ ため池等の危険が切迫したとき。
- ⑥ 水防警報の「出動」が発せられたとき。
- ⑦ 震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動発令）

(4) 解除

水位が水防団待機水位以下に低下し、災害発生のおそれなくなったときに、上部機関と連絡を取り解除する。

(5) 安全配慮

水防活動を実施する場合はライフジャケットを着用し、安否確認のために災害時でも利用可能な通信機器を携行する。また、ラジオなど最新の気象情報を入手できる状態にするなど、自分自身で安全の確保に努め、二次災害の防止に努める。

水防活動は原則として複数人で行い、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

指揮者は水防団員の安全確保のため活動可能時間等を水防団員等へ周知し、共有するほか活動中の不測の事態に備え、退避場所、退避を指示する場合の合図等を事前に徹底する。

水防活動の指揮者又は、監視員は現場状況の把握に努め、必要に応じた退避を含む指示や疲労した水防団員の交代など、安全の確保に努める。

2 非常配備体制における配置人員表

各非常配備体制における人員の配置は次の表により本部長が命ずる。

各非常配備体制における配置人員数

	第1号非常配備体制	第2号非常配備体制	第3号非常配備体制
各水防部	総務水防部 5名 建設水防部 6～7名 農林経済水防部 5～6名 上下水道水防部 4～5名 衛生水防部 2名 救助部 6～7名 教育水防部 5～6名 協力部 15～17名	職員の1/2	所属人員全員
水防活動隊 (消防団)	状況により団員の全部若しくは一部又は地区別に分けて招集できる。		

第 4 章 事務及び任務分担

水 防 部 名	事 務 分 掌
水防本部長 (市 長)	管内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を統括する。
水防副本部長 (副市長)	本部長を補佐し、本部長不在の場合はこれを代行する。
水防本部付 (教育長)	本部長・副本部長を補佐し、本部長・副本部長不在の場合はこれを代行する。
本 部 室	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の命を受け管内の情報の収集、水防命令の伝達水防活動全般を各水防部に指示する。 2 各水防部が収集した情報、水防活動の結果等を本部長に報告する。 3 各水防部間の相互応援、情報交換活動調整を行う。 4 水防本部の開設及び閉鎖に関すること。 5 水防指令の発令及び解除に関すること。 6 配備体制その他本部命令の到達に関すること。

水防部名	事務分掌
総務水防部	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報の受信及び伝達に関すること。 2 自衛隊及び関係機関への連絡及び要請に関すること。 3 被害状況及び応急対策のとりまとめに関すること。 4 災害状況写真の撮影及び収集に関すること。 5 報道機関との連絡広報に関すること。 6 災害対策物資の調達・公用車の配車に関すること。 7 従事命令、避難命令伝達に関すること。 8 災害関係費支出に関すること。 9 その他、水防事務全般及び食料の調達調整に関すること。
建設水防部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、水路、橋梁に関する被害状況調査及び災害応急対策の実施に関すること。 2 道路等の安全確保に関すること。 3 市営営住宅の被害状況調査及び災害応急対策の実施に関すること。 4 急傾斜地、砂防、地すべりの被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 5 水防資材の搬送に関すること。 6 その他、建設部所管に関すること。
農林経済水防部	<ol style="list-style-type: none"> 1 山腹崩壊、崩壊土砂流出の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 2 農林水産業の被害状況調査及び応急対策の指導に関すること。 3 ため池、農業用水路、井せき、農道の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 4 商工業関係の被害状況調査に関すること。 5 その他、産業部の所管に関すること。
上下水道水防部	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 2 上下水道施設の安全確保に関すること。 3 簡易水道施設の被害状況調査及び応急対策の指導に関すること。 4 非常用給水に関すること。 5 水質検査に関すること。 6 仮設トイレの設置に関すること。 7 水洗化家屋の汚水処理に関すること。 8 その他、環境部の所管に関すること。
衛生水防部	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の埋火葬に関すること。 2 災害時における清掃に関すること。 3 し尿処理に関すること。 4 仮設トイレの管理に関すること。 5 環境衛生施設等の被害状況調査及び応急対応に関すること。 6 廃棄物処理に関すること。 7 その他、環境部の所管に関すること。
救助部	<ol style="list-style-type: none"> 1 人、住家の被害状況調査に関すること。 2 救助物資の調達配布に関すること。 3 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 4 医薬品、衛生材料の調達配布に関すること。 5 感染症対策に関すること。 6 遺体の収容及び処置並びに行旅病人の保護に関すること 7 その他、福祉部の所管に関すること。

水防部名	事務分掌
教育水防部	1 教育班 (1) 教育施設の被害状況調査及び応急対策実施に関する事。 (2) 児童生徒の安全確保に関する事。 (3) その他、教育委員会の所管に関する事。 2 給食班 (1) 炊出しに関する事及び炊出し食の配布に関する事。 (2) 応急用食料の調達に関する事。 3 避難所の開設及び撤収に関する事。
医務部	1 病院施設の被害状況調査及び応急対策実施に関する事。 2 院内患者の安全確保に関する事。 3 救急患者の治療、処置に関する事。 4 その他、病院所管に関する事。
協力部	1 本部室の指示により他の水防部の応援をする。 2 各部等の所管に関する事。
水防活動隊 (消防団)	1 庶務班 隊員の招集及び他の班に属さない事。 2 監視班 受持水防区を巡視し堤防及び要水防箇所の監視及び報告 3 情報連絡班 水防地区隊長、水防活動隊及び消防署へ状況連絡、報告 4 活動隊 水防作業に関する事。

第5章 水防要員の配置

1 水防本部

\	長	要 員	備 考
水防本部長	1		
副本部長	1		
本部付	1		
本部室長	1		
計	4		

2 各水防部

\	長	要 員	備 考
各 水 防 部	9	650	市職員すべてを含む

3 水防活動隊

\	長	要 員	備 考
水防活動隊長	1		
水防活動副隊長	3		
水防地区隊長	12		
庶務班	98		各部班長1名
監視班	98		〃
情報連絡班	98		〃
活動隊		860	
計	310	860	

第6章 重要水防地区及び地区水防区

1 河川 (令和元年度 加東土木事務所)

番号	河川名	水防地区	重要水防区域				
			左右岸別	延長(m)	地点名	予想される危険	対策水防工法
1	千歳川	第2水防地区	左右	500	(主) 三木穴栗線 ～市道奥所橋	堤防高	積土俵
2	普光寺川	第10水防地区	左右	500	市道竹正橋 ～才ノ木橋	洗掘	木流し

2 要監視ため池 (令和7年度 農林整備課)

水防地区名	ため池名	管理者名	危険な場所及び状況	堤高(m)	被害予想(戸、ha)
第1水防地区	西四ツ池	北条町東高室	堤体老朽漏水有	4.6	家屋 53 耕地 7.0
〃	中四ツ池(中ノ池)	北条町東高室	堤体老朽漏水有	4.7	
〃	東四ツ池(下ノ池)	北条町東高室	堤体老朽漏水有	5.3	
第5水防地区	笠原大池	西笠原町	堤体老朽漏水有	5.1	家屋 33 耕地 2.0
〃	皿池	西笠原町	堤体老朽漏水有	3.4	家屋 33 耕地 2.0
〃	成池	倉谷町	堤体老朽漏水有	6.5	家屋 13 耕地 11.0
第9水防地区	新池	国正町	堤体老朽漏水有	8.4	家屋 4 耕地 2.0
〃	五領ヶ谷池	国正町	堤体老朽漏水有	7.4	家屋 14 耕地 4.8
第11水防地区	宮ヶ谷池	佐谷町	堤体老朽漏水有	6.0	家屋 3 耕地 2.0
計 9箇所 (備考) ため池の管理者は町区長					

3 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地の崩壊防止のための規制は、建築基準法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県条例により災害区域の指定、禁止、制限等の規制を行う。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所 I (人家5戸以上の箇所)

(平成15年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
1	下万願寺	下万願寺町	33	250	40	
2	上道山	上道山町	60	230	37	
3	下若井	若井町下若井	45	350	60	
4	下道山(1)	下道山町	45	170	36	
5	〃 (2)	〃	38	85	73	
6	満久	満久町	30	60	7	
7	殿原(1)	殿原町	40	300	48	
8	〃 (2)	〃	35	180	48	
9	古坂	北条町古坂	40	130	17	
10	東南	北条町東南	45	80	20	
11	福住	福住町	45	230	23	
12	上万願寺(1)	上万願寺町	30	130	56	
13	下万願寺(2)	下万願寺町	60	75	32	
14	〃 (3)	〃	30	65	78	
15	上道山(2)	上道山町	35	110	38	
16	〃 (3)	〃	35	100	56	
17	上若井(1)	若井町	35	110	28	
18	〃 (2)	〃	30	115	53	
19	下道山(3)	下道山町	30	70	37	
20	笹倉(1)	笹倉町	40	240	20	
21	佐谷	佐谷町	30	105	22	
22	河内	河内町	40	90	35	
23	殿原(3)	殿原町	36	140	27	
24	笹倉(2)	笹倉町	40	100	20	
25	古坂(2)	北条町古坂	30	150	58	
26	大柳	大柳町	60	240	32	
27	玉丘	玉丘町	32	160	36	
28	山下	山下町	30	240	28	
29	中山	中山町	30	120	30	
30	古坂	北条町古坂	40	650	40	

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ (人家1～4戸の箇所)

(平成15年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
1	上万願寺A	上万願寺町	36	80	48	
2	〃 B	〃	30	90	98	
3	〃 H	〃	35	165	45	
4	〃 C	〃	35	100	33	
5	〃 I	〃	40	90	39	
6	〃 D	〃	35	120	44	
7	〃 E	〃	40	160	12	
8	〃 F	〃	35	80	20	
9	〃 G	〃	35	50	12	
10	下万願寺A	下万願寺町	35	85	24	
11	〃 B	〃	30	50	25	
12	〃 C	〃	30	80	26	
13	〃 D	〃	40	80	30	
14	〃 E	〃	33	50	34	
15	上道山A	上道山町	30	50	29	
16	〃 B	〃	70	110	60	
17	〃 C	〃	70	120	75	
18	下若井	若井町下若井	60	120	56	
19	上若井A	若井町上若井	55	70	20	
20	〃 B	〃	30	40	12	
21	〃 C	〃	50	80	35	
22	〃 G	〃	50	230	100	
23	〃 H	〃	50	320	70	
24	〃 E	〃	30	60	114	
25	〃 F	〃	45	130	50	
26	〃 D	〃	30	90	18	
27	〃 I	〃	35	40	42	
28	〃 J	〃	30	60	35	
29	下道山	下道山町	45	70	26	
30	大内A	大内町	40	80	14	
31	〃 B	〃	40	105	12	
32	上芥田C	上芥田町	40	100	143	
33	〃 D	〃	40	95	64	
34	〃 E	〃	60	320	25	
35	〃 A	〃	70	50	22	
36	〃 B	〃	30	170	22	
37	〃 F	〃	40	85	44	
38	〃 G	〃	60	200	20	
39	〃 H	〃	35	65	55	
40	〃 I	〃	44	50	26	
41	下芥田A	下芥田町	35	75	28	
42	〃 B	〃	35	165	37	
43	佐谷C	佐谷町	40	125	75	
44	〃 A	〃	50	120	22	
45	〃 B	〃	30	95	24	
46	河内A	河内町	31	60	40	

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
47	河内B	河内町	32	75	80	
48	// C	//	40	110	84	
49	// D	//	40	75	50	
50	// E	//	60	320	22	
51	別所	別所町	35	35	14	
52	河内F	河内町	30	30	20	
53	和泉	和泉町	50	50	18	
54	山田A	山田町	30	60	28	
55	// B	//	35	70	24	
56	馬渡谷	馬渡谷町	32	140	31	
57	鍛冶屋	鍛冶屋町	60	80	6	
58	国正C	国正町	37	160	38	
59	// A	//	30	120	44	
60	// B	//	40	110	10	
61	小印南	小印南町箱木	35	90	16	
62	田谷	田谷町	50	30	6	
63	鴨谷	鴨谷町	55	30	24	
64	古坂	北条町古坂	50	240	40	
65	畑	畑町箱木	35	90	20	
66	西谷	西谷町	40	125	12	
67	窪田	窪田町	45	65	8	
68	吸谷A	吸谷町	35	50	46	
69	// B	//	30	95	32	
70	黒駒	北条町黒駒	30	130	12	
71	福居A	福居町	65	60	26	
72	// B	//	30	170	40	
73	小谷	北条町小谷	33	125	33	
74	栗田	北条町栗田	60	50	6	
75	笹倉	笹倉町	32	100	36	
76	玉丘	玉丘町	65	80	26	
77	朝妻	朝妻町	45	50	14	
78	繁晶	繁晶町	45	50	5	
79	豊倉	豊倉町	50	370	34	
80	山下A	山下町	55	65	12	
81	// B	//	40	70	22	
82	// C	//	50	80	14	
83	西剣坂	西剣坂町	50	55	12	
84	中山A	中山町	40	90	50	
85	// B	//	60	60	60	
86	// C	中山町奈良井	65	90	33	
87	下芥田C	下芥田町	60	360	50	
88	笹倉	笹倉町	30	100	33	

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

(平成 15 年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
1	河内(1)	河内町	60	290	64	
2	〃(2)	〃	30	320	68	
3	〃(3)	〃	70	160	70	
4	〃(4)	〃	34	145	76	
5	〃(5)	〃	30	275	50	
6	国正(1)	国正町	30	120	40	
7	〃(2)	〃	60	370	45	
8	笹倉	笹倉町	30	296	30	
9	奥猫尾	三口町奥猫尾	30	200	48	
10	河内(6)	河内町	31	288	76	
11	〃(7)	〃	34	360	40	
12	倉谷	倉谷町	30	290	86	
13	国正(3)	国正町	33	213	60	

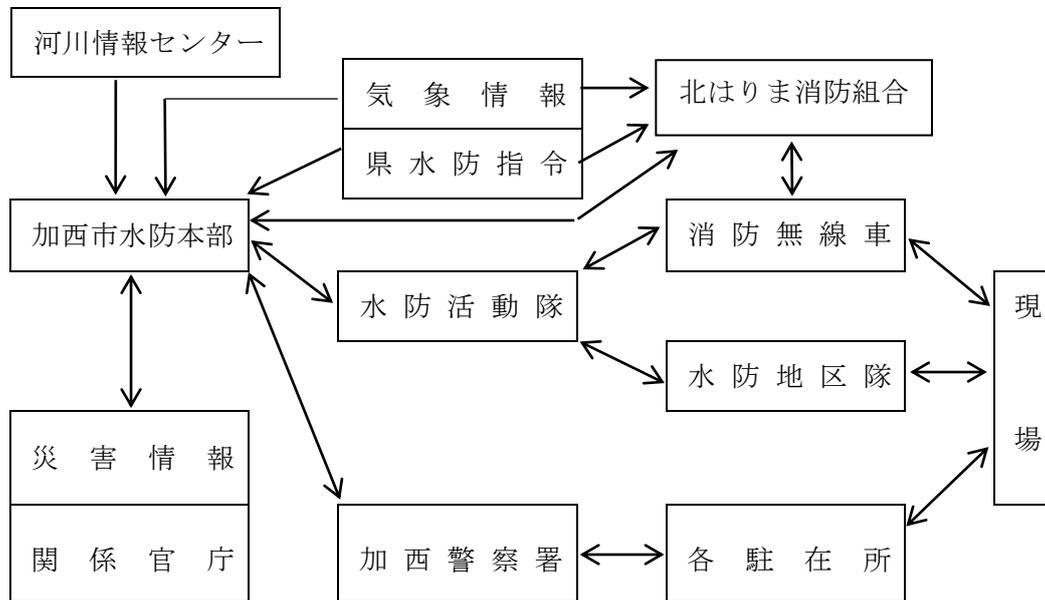
第7章 水位の通報

量水標の設置箇所の各水位は次のとおりである。

河川名 (水位観測所)	種別	水位					所在地
		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	氾濫開始相当	
加古川上流 (板波)	自記	2.00	3.50	4.20	5.00	—	西脇市
万願寺川 (山枝)	自記	1.40	2.00	2.10	2.90	3.80	山枝町
万願寺川 (中野)	自記	1.80	2.60	2.70	3.30	4.32	中野町
下里川 (下里)	自記	1.70	2.50	2.90	3.80	6.46	両月町
手前川調節池 分土工水位 (アクアスカさい)	自記	1.20	1.60	—	—	—	西上野町

第8章 情報連絡及び水防信号

1 情報連絡系統図



2 緊急通信施設

水防法第27条第2項の規定により水防のため緊急を要するときは、次の通信施設を利用する。

- (1) 消防署通信施設
- (2) 市役所行政通信施設
- (3) 北条鉄道通信施設
- (4) 県加東土木通信施設
- (5) KDDI通信施設
- (6) 警察通信施設
- (7) 国土交通省通信施設
- (8) NTT通信施設
- (9) 防衛省通信施設
- (10) 上記通信施設が使用不能の場合は次の通信施設
 - ① アマチュア無線施設
 - ② その他業務用通信施設

3 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

- (1) 第1信号 河川又はため池では量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速20m程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

第9章 水防監視

1 量水標の監視

監視員及び連絡員を定め、監視員は降雨及び暴風のときは常に量水標の監視に当たり、連絡員は、水防団待機水位(通報水位)に達したとき直ちに水防本部に急報するものとする。減水したときも同様とする。また、河川水位が避難判断水位及び氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき、河川管理者は水防管理団体及び関係機関に通知する。

2 堤防の監視

- (1) 水防団待機水位(通報水位)に達したとき、監視員、連絡員の設置を消防団長に依頼する。
- (2) 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、監視員等を重点監視区間の監視に当たらせる。
- (3) 監視員等は浸透、浸食等、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を水防本部に報告し、水防本部は水防管理者および関係機関へ通知する。

3 水門及びため池の監視

- (1) 水門及びため池の管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員等は、平時から工作物の点検を行い出水時の操作に支障のないようにする。
- (3) 監視員等は、水防団待機水位(通報水位)により出動し、水門及びため池の警戒、操作にあたりるとともに、その状況を水門管理者及び水防本部に報告する。
- (4) 水門及びため池の管理者は、前号の報告の状況によって必要な処置をとるとともに、水防本部長と協議し、その状況を土木事務所、農林振興事務所、土地改良事務所等に報告する。

4 危険区域の巡視

水防本部は、水防状況を把握するため必要あるときは巡視班を編成して区域内的の河川堤防等を巡回し、その結果を水防本部長に報告する。

5 情報連絡

土木事務所、農林振興事務所、土地改良事務所、水防管理者、水門・ため池管理者は、情報を伝達する箇所及び使用する通信施設等をあらかじめ定めて情報を交換する。

6 水防定員

指定水防管理団体の水防団員の定員基準は、概ね次を標準とする。

- (1) 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20mにつき 1 人
- (2) その他の箇所は延長 50m につき 1 人。ただし、水防管理者が支障がないと認める場合は、その標準以下に減ることができる。

7 重要水防箇所

市内の水防区域のうち、現状及び洪水の場合において、公共に影響を及ぼす影響の大きい河川を重要水防箇所とする。

8 重点監視区間

県管理の洪水予報河川及び水位周知河川の堤防で、出水時に堤防機能に支障を及ぼす変状(浸透・浸食等)の生ずる可能性が相対的に高い区間を重点監視区間とする。

第 10 章 輸送の確保

1 気象その他の状況により災害の発生が予測される時又は災害が現に発生したときは、必要物資の輸送車を確保するものとする。

2 市保有車両一覧表

(令和 7 年 8 月)

車 種 区 分	乗用車	ワゴン車	マイクロバス	貨物	ダンプカー	し尿収集車	ゴミ収集車	油圧ショベル	身障者輸送車	その他	計
政 策 部	4		1	1							6
地 域 部				3							3
総 務 部	12	1		18	2						33
市 民 部				3							3
福 祉 部	2	2		9					4		17
産 業 部				4							4
建 設 部				8	1					1	10
環 境 部	5			3							8
クリーンセンター				2	4		3	1		2	12
衛生センター				1		1					
病 院	7			2							9
議 会 事 務 局	1										1
教 育 委 員 会	2		1	16							19
計	33	3	2	70	7	1	3	1	4	3	127

※ その他は、ホイールローダー、道路パトカー、フォークリフト

第 1 1 章 関係団体との相互の協力応援及び連絡

1 県水防機関との連絡

- (1) 県において開催する水防連絡会において水防体制の強化充実を図り、水防実施が円滑に行われるようにする。
- (2) 県水防組織としての現地指導（加東土木事務所）と緊密な情報連絡をとるとともに技術指導を受ける。
- (3) ため池については、加古川流域土地改良事務所の指導を受ける。

2 隣接水防管理団体の協力応援

- (1) 同一河川沿岸の水防管理団体は、出水時において自己の管轄内の量水標水位が水防団待機水位に達したとき、直ちに直下流の水防管理団体にその水位を急報する。
- (2) 氾濫注意水位に達したとき、避難判断水位に達したとき、及び氾濫注意水位から減水したときも同様とする。
- (3) 他の水防管理団体から応援を求められてきたときは、水防法第 2 3 条に基づき行動するものとする。

3 警察署との協定

水防業務が円滑に推移されるため次の点につき合意協定する。

(1) 警察通信施設の使用（水防法第 2 7 条）

水防上緊急の必要のある場合には、水防管理者、水防活動隊長又は水防地区隊長その他水防関係者（以下「水防関係者」という。）は、警察通信施設を使用することができる。警察は、その使用につき便宜供与するが、警察の緊急業務には優先しない。

(2) 警戒区域設定（法第 2 1 条）

水防関係者が警戒区域を設定（可能な限り事前協議する。）した場合、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、また退去を命ずる業務は、消防が担当する。ただし、その業務を円滑に遂行するため警察官はこれを援助する。

(3) 警察官の援助要求（法第 2 2 条）

水防管理者は、水防上必要があるときには警察署長に対し警察官の派遣を要求することができる。

警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

(4) 立退指示（法第 2 9 条）

水防管理者は、水防上著しく危険が切迫し必要と認める区域の居住者に対し避難のために立退きを指示した場合（可能な限り事前協議する。）は、警察署長にこの旨通知するものとする。

警察署長は、水防上著しく危険が切迫している区域で水防関係者が現場にいない場合で事前協議のできない場合は、警職法第4条の規定により警察独自の判断によって立退き避難をさせることができる。この場合、事後に水防関係者に通知し協議するものとする。

4 自衛隊との協力

水防管理者所有の水防機関の全能力以上を必要とする非常事態の発生が予想されるときは、陸上自衛隊中部方面特科連隊又は陸上自衛隊第8高射特科群に協力を求めるものとする。

自衛隊の協力を求めるときは、水防管理者は、県民局長、自衛隊地方協力本部（含む各分駐所）及び警察署長等と、十分連絡をとり、県知事に上申するとともに、陸上自衛隊に通報する。

第12章 居住者等の出動

水防のため止むを得ない必要があるときは、水防本部長の命により、その区域内に居住する者を次による水防に従事させることができる。（水防法第24条）

- 1 年齢18才以上45才未満の身体強健な男子とする。
- 2 各戸1人出動

市内水防区の町戸主会又は自治会において要員を編成の上器具類を携行し応援出動するものとする。

出動人員の編成は班ごとに30～50名とする。

3 総出動

状況により満18才より50才までの男子総員出動を命ずることがある。

第 1 3 章 市内一般に対する周知

1 周知事項

次の各号にて必要と認められるもの。

- (1) 気象予報
- (2) 災害予報
- (3) 災害情報と水防情報
- (4) 避難の警告と立退先の指示
- (5) 居住者の水防出動
- (6) 水防解除
- (7) その他の必要な事項

2 周知の方法

(1) 発表

発表は、水防本部長が行い、その他の者がみだりに独自の判断をもって行ってはならない。

(2) 周知の手段

- ① デジタルサイネージ、文書掲示、市公告掲示板、広告板
- ② かさいライフナビ、防災ネット、広報車、サイレン、伝令

第 1 4 章 費用負担と公用負担

1 費用負担

加西市水防本部の水防に要する費用は、水防法第 4 1 条により市が負担するものと他の水防管理団体に対する応援のために要する費用は、管理団体の協議によって決める。

また、本市水防用の水防活動によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、水防法第 4 2 条によって当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

2 公用負担権限証明書

水防法第 2 8 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、市長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これ等の者の委任を受けた者は付図に示す証明書を携行し、必要ある場合はこれを掲示すべきものとする。

3 公用負担命令書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、原則として付図に示す証券2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡さなければならぬ。

令和 年 月 日 加西市水防管理者 加西市市長	委任したことを証明します。	右の者は、○○区域における水防法第二十八条第一項の権限行使を	氏職 名名	公用負担命令権限証
--	---------------	--------------------------------	----------	-----------

令和 年 月 日 加西市水防管理者 加西市市長	使用〔収用処分〕する。	水防法第二十八条第一項により、	第 号 目的物	公用負担命令書
--	-------------	-----------------	------------	---------

第 1 5 章 水防倉庫の位置

1 水防倉庫の位置

水防地区	名称	所在地	管理責任者名
加西消防署内	水防倉庫	加西市北条町東高室 993-1	消防署長
加西消防署北分署	北分署水防倉庫	加西市満久町 220	北分署長

2 水防資機材の備蓄数量 (令和 7 年 7 月現在)

資材器具名		備蓄場所・数量	加西消防署
			数 量
水防資材	杭 (鉄・木)		1,308 本
	土のう袋		9,000 袋
	ビニールシート		350 枚
	トラロープ		24 束
	PPロープ		5 束
	縄		6 束
水防器具	スコップ 角		9 本
	スコップ 剣先		122 本
	じょれん		51 本
	カケヤ		34 本
	ツルハシ		27 本
	ハンマー		10 本
	一輪車		18 台

3 雨量観測所の位置

観測所名称	所在地	管理者
北条	加西市北条町黒駒	国土交通省 姫路河川国道事務所
加西	加西市北条町横尾	兵庫県 加東土木事務所
中野	加西市中野町	兵庫県 加東土木事務所
加西市役所	加西市北条町横尾	加西市 (POTEKA) H31~
善防中学校	加西市両月町	加西市 (POTEKA) H29~
加西中学校	加西市上宮木町	加西市 (POTEKA) H31~
泉中学校	加西市満久町	加西市 (POTEKA) H29~
糶屋ダム畑分水工	加西市畑町	加西市 (POTEKA) R5~

第16章 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

水防本部長は、次の水防記録を作成し報告準備をする。

- 1 水防実施状況報告書
- 2 水防法第23条第1項の応援を求めた理由
- 3 水防法第24条の水防従事者又は雇い入れられた者の住所、氏名及び出動時間並びにその理由
- 4 水防法第25条の堤防その他施設の決壊状況
- 5 水防法第28条第1項により収用又は購入の器具、資材所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 水防法第28条第1項により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- 7 水防法第28条第1項により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 水防法第29条の立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況
- 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- 11 現場指導の公務員の職、氏名
- 12 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職名及び手当
- 13 水防作業に使用した材料及びその数量及び水防工法
- 14 警戒中の水位観測表
- 15 水防法第34条の水防協議会の設置
- 16 水防法第32条第1項の2の水防訓練の概要

第 17 章 報 告

1 県知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川に関しては土木事務所を、ため池に関しては土地改良事務所を経由して 10 日以内に報告するものとする。

- (1) 水防記録中の 1、第 4 号、第 5 号、第 8 号、第 11 号、第 12 号及び第 15 号の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 所轄土木事務所長への報告

水防管理者は、次の事項についてはその都度加東土木事務所長へ報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫開始相当水位に達したとき及び氾濫注意水位から減水したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 水防警戒を解除したとき。
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 水防法第 23 条第 1 項による他の消防機関又は水防団の応援を求めたとき。
- (6) 水防法第 25 条による堤防その他施設の決壊の状況
- (7) 水防法第 29 条による立退き指示の事項
- (8) その他緊急報告を必要と認める事項

上記の事項の内、第 1 号については別に直下流水防管理者、ダム、水門、こう門、ため池の管理者へ、第 2 号、第 6 号及び第 7 号については警察署長、近隣水防管理者、市福祉事務所長へ通報する。

3 水防管理者への報告

- (1) 水防活動隊長は、次の事項を本部室長へ報告又は伺うものとする。
 - ① 水防のため出動待機及び解除命令の時刻（伺）
 - ② 水防隊の出動人員職氏名及び出動中の時間（記録し報告）
 - ③ 堤防その他の施設等の損傷箇所、種類、延長及びこれに対する処置工法並びにその効果（速報）
 - ④ 資材、器具等の使用量（速報又は記録）
 - ⑤ 資材、器具の破損数量（速報又は記録）
 - ⑥ 水防記録中第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 9 号、第 11 号及び第 12 号の事項（速報）

(2) 水防地区隊長は、次の事項を本部室長へ報告するものとする。

- ① 警戒中の水位観測。
- ② その他警戒中の水位並びに災害危険の状況。

(3) 本部室長は、次の事項を水防管理者へ報告するものとする。

- ① 神戸地方気象台長の発表する気象情報（速報）
- ② 万願寺川及び下里川の水位が氾濫注意水位に達したとき、及びため池の危険が予知せられたとき。（速報）
- ③ 万願寺川及び下里川の水位が避難判断水位に達したとき、及びため池の危険が予知せられたとき。（速報）
- ④ 万願寺川及び下里川の水位が氾濫危険水位に達したとき、及びため池の危険が切迫したとき。（速報）
- ⑤ 万願寺川及び下里川の水位が氾濫開始相当水位に達したとき、及びため池の危険が切迫したとき。（速報）
- ⑥ 上記第1号及び第2号の事項

【被害状況等報告】

災害対策本部の設置状況（ 月 日 午前・午後 時現在）

報告年月日		市町名	
報告者名	設置日時	設置日時	午前 午後 時 月 日 月 日
災害対策本部の名称	設置日時	廃止日時	午前 午後 時 月 日 月 日
水防本部の名称	設置日時	廃止日時	午前 午後 時 月 日 月 日
災害対策基本法に基づき 災害対策本部の有無	有・無	出動延人員	人
	適用市町名	出動期間	月 日～ 月 日
災害救助法の適用状況	適用年月日	出動目的	
	平成 年 月 日 午前 午後 時 分	出動延人員	人
避難の勧告・指示のあった市町名（地区名）	勧告・自主避難の別	出動期間	月 日～ 月 日
	勧告・自主避難の別	出動目的	
災害の原因	勧告・指示等の状況	勧告・指示	午前 午後 時 月 日 月 日
	勧告・指示等の状況	理由	
災害発生時	避難の勧告・指示等の状況	世帯数	世帯
	避難の勧告・指示等の状況	人員	人
災害が発生した場所又は想定される場所	避難の勧告・指示等の状況	避難場所	
	避難の勧告・指示等の状況	住所	
災害が発生した場所又は想定される場所	避難の勧告・指示等の状況	氏名	
	避難の勧告・指示等の状況	解除日時	午前 午後 時 月 日 月 日
その他の参考事項			

被害区分		市町名		被害	
人的被害	死者	負傷者	行方不明	死	人
住家被害	全壊 (全焼)	重傷			
		軽傷			
住家被害	半壊 (半焼)				
住家被害	一部破損				
住家被害	床上浸水				
住家被害	床上浸水				
住家被害	公共建物				
住家被害	その他				
その他	田	流出・埋没	ha		
		冠水	ha		
その他	畑	流出・埋没	ha		
		冠水	ha		
その他	病院	文教施設	世帯		
		世帯	世帯		
その他	道路	決壊	世帯		
		冠水	世帯		
その他	橋梁	流出	世帯		
		破損	世帯		
その他	被書総額				

「火災発生」の欄には、災害に起因して発生した火災のみを記入すること。

被害状況報告・補助資料

		(市 町)		月	日	現在
被害の種類	地区名 (河川・路線名)	被害の規模・概要	備考			
人的被害						
住家被害						
〔主なもの〕 その他の被害						

第 18 章 水防計画及び水防訓練

- 1 市は、県の水防計画に応じた水防計画を毎年策定し、加東土木事務所を經由して県知事に協議しなければならない。
- 2 水防計画を変更したときは、その都度協議するものとする。
- 3 協議を終了した水防計画は関係警察署に通知しておくものとする。
- 4 指定水防管理団体（本市）は、水防訓練を行うものとする。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて、避難所における避難者の過密抑制、避難所開設・運営訓練実施時における感染症対策についてこれまで以上に留意した水防計画及び水防訓練の推進に努めることとする。

第 19 章 水防地区避難所

水防地区名	名 称	所 在 地	収容人員(名)	電 話
第 1 水防区	北条小学校	北条町北条 1274	1,050 (320)	42-0062
〃	北条東小学校	北条町西高室 595-2	750 (280)	42-5052
第 2 水防区	富田小学校	窪田町 22	600 (240)	42-0262
第 3 水防区	賀茂小学校	福住町 840	700 (290)	46-0010
第 4.5 水防区	下里小学校	西笠原町 172-1	650	48-2009
第 6 水防区	九会小学校	中野町 5	700 (290)	49-0009
第 8 水防区	富合小学校	別府町 2664-2	650 (250)	47-0006
第 9 水防区	宇仁小学校	田谷町 784	500 (220)	45-0017
第 10 水防区	日吉小学校	和泉町 56	550 (230)	45-0019
第 12 水防区	西在田小学校	上道山町 47-1	600 (230)	44-0049
第 11 水防区	泉小学校	殿原町 54	650 (260)	44-0029
第 1 水防区	北条中学校	北条町北条 618	1,050 (460)	42-6300
第 3.4.5 水防区	善防中学校	両月町 484-2	1,050 (470)	48-2188
第 7 水防区	加西中学校	上宮木町 524	900 (550)	49-0200
第 10.11 水防区	泉中学校	満久町 685-11	1,100 (420)	45-0151

（備考） 本表のほか、水防地区ごとに公民館（集会所）等を避難所として開設することができる。この場合すみやかに本部に報告をするものとする。

※ 収容人員（ ）内の数値は体育館のみを開放した場合の収容数である。

付 録

水防関係機関電話番号簿

加西市水防協議会条例

加西市水防協議会委員名簿

水防関係機関電話番号簿

名 称	所 在 地	市外局番	電話番号
加西市水防本部（加西市役所）	加西市北条町横尾 1000	0790	42-1110
小野市役所	小野市中島町 531	0794	63-1000
加古川市役所	加古川市北在家 2000	079	421-2000
姫路市役所（危機管理室）	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地	079	221-2090
西脇市役所	西脇市下戸田 128-1	0795	22-3111
加東市役所	加東市社 50 番地	0795	42-3301
福崎町役場	福崎町南田原 3116-1	0790	22-0560
市川町役場	市川町西川辺 165-3	0790	26-1010
多可町役場	多可町中区中村町 123	0795	32-2380
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078	341-7711
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	〃	078	362-9988
兵庫県広域防災センター	三木市志染町御坂 1-19	0794	87-2920
兵庫県人と防災未来センター	神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2	078	262-5050
兵庫県加東土木事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795	42-9387
〃 加古川流域土地改良事務所	三木市宿原字寺ノ前 70	0794	82-0520
〃 加東農林振興事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795	42-9429
〃 北播磨県民局	加東市社字西柿 1075-2	0795	42-9308
〃 東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079	421-9016
〃 警察本部	神戸市中央区下山手通 5-4-1	078	341-7441
〃 加西警察署	加西市北条町東高室 873-7	0790	42-0110
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4-5	078	241-9889
陸上自衛隊伊丹駐屯地	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	072	782-0001
〃 姫路駐屯地	姫路市峰南町 1-70	079	222-4001
〃 青野原駐屯地	小野市桜台 1	0794	66-7301
北はりま消防本部（警防課）	西脇市野村町 1796-502	0795	27-8123
〃 （西脇消防署）	西脇市野村町 1796-502	0795	22-0119
〃 （加西消防署）	加西市北条町東高室 993-1	0790	42-0119
〃 （加東消防署）	加東市上中 778-52	0795	42-0119
小野市消防本部	小野市王子町 809	0794	63-0119
加古川市消防本部	加古川市加古川町北在家 2000	079	424-0119
姫路市消防局	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地	079	223-0003
兵庫県加東健康福祉事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795	42-9355
関西電力発送電(株)兵庫支社 姫路電力本部社配電営業所	姫路市十二所前町 117	079	229-9145
	加東市社 1446-1	0800	777-8085
N T T 西日本兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078	393-9440
兵庫県 L P ガス協会	神戸市中央区下山手通 6-3-28	078	361-8064

名 称	所 在 地	市外局番	電話番号
市立加西病院	加西市北条町横尾 1-13	0790	42-2200
加西地区建設業協会	加西市中西町 616	0790	48-3823
兵庫県加西警察署 北条交番	加西市北条町北条 11-6	0790	42-0110
” 網引駐在所	加西市網引町 842-4	0790	49-1496
” 宇仁 ”	加西市油谷町 462-5	0790	45-1484
” 上野 ”	加西市上野町 286-1	0790	44-0212
” 大村 ”	加西市尾崎町 411-1-1	0790	48-2010
” 賀茂 ”	加西市福住町 1173-2	0790	46-0804
” 鴨谷 ”	加西市鴨谷町 1262-1	0790	44-1841
” 富合 ”	加西市山枝町 480-24	0790	47-1140
” 富田 ”	加西市西上野町 474-6	0790	42-4977
” 中野 ”	加西市中野町 37-3	0790	49-0257
” 西在田 ”	加西市下道山町 418-2	0790	44-1933
” 日吉 ”	加西市和泉町 689-6	0790	45-0170
” 三口 ”	加西市三口町 1108	0790	48-2611
水防活動隊長 (消防団長)	加西市笹倉町 162	0790	44-0256
副隊長 (副団長)	加西市北条町北条 344-10	0790	42-8990
副隊長 (副団長)	加西市中野町 1494-139	0790	49-1243
副隊長 (副団長)	加西市若井町 2554	0790	44-0523
北条地区隊長 (1分団長)	加西市北条町古坂 408	0790	42-2336
富田地区隊長 (2分団長)	加西市西谷町 40	0790	42-3054
賀茂地区隊長 (3分団長)	加西市西横田町 731-2	0790	20-7614
下里北地区隊長 (4分団長)	加西市尾崎町 411-2	0790	48-2177
下里南地区隊長 (5分団長)	加西市戸三口町 744	080-3030-0397	
九会南地区隊長 (6分団長)	加西市中野町 856-2	0790	20-5240
九会北地区隊長 (7分団長)	加西市下宮木町 235	0790	49-1500
富合地区隊長 (8分団長)	加西市別府町甲 1505-4	0790	47-0373
宇仁地区隊長 (9分団長)	加西市小印南町 992-1	0790	45-0828
日吉地区隊長 (10分団長)	加西市大工町 4-1	0790	45-9490
在田地区隊長 (11分団長)	加西市北町 274-1	090-1029-0965	
西在田地区隊長 (12分団長)	加西市北条町横尾 1269 - 2	090-7117-7188	

加西市水防協議会条例

加西市条例第15号

昭和55年12月20日

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定に基づき、加西市水防協議会（以下「協議会」という。）その他必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 加西市地域の水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (2) 市域水防計画の作成とその実施を推進すること。
- (3) 市域に係る水害が発生した場合において、当該水防に関する情報の収集と応急措置に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する義務

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員 16人以内
- (2) 水防関係団体の代表者 6人以内
- (3) 学識経験のある者 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のあるものうちから会長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補 則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加西市水防協議会委員名簿

(令和7年9月)

区 分	役 職 名	氏 名
会 長	加西市長	高 橋 晴 彦
1 号 委 員	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長	金 川 正 敏
	兵庫県北播磨県民局加東健康福祉事務所長	圓 尾 文 子
	兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所長	佐 藤 彰 浩
	兵庫県加西警察署長	井 上 一 馬
	加西市副市長	井 上 利 八
	加西市教育長	菅 野 恭 介
	加西消防署長	小 林 克 樹
	市立加西病院事業管理者兼病院長	生 田 肇
2 号 委 員	加西市消防団長	甘 中 直 樹
	加西市消防団副団長	小 西 俊 光
	加西市消防団副団長	三 宅 雅 也
	加西市消防団副団長	篠 倉 幹 雄
3 号 委 員	河川を守る会会長	石 野 正 弘